

令和5年2月9日
自動車局保障制度参事官室**「介護職員等緊急確保事業（自動車事故対策費補助金）」
の二次公募を令和5年2月10日（金）から開始します！**

国土交通省では、自動車事故によって重度後遺障害を負われた方へサービスを提供する障害福祉サービス事業者に対して介護人材確保に係る経費等への補助を行うことで、自動車事故によって重度後遺障害を負われた方及びそのご家族が、新型コロナウイルス等の流行期にあっても変わらずに手厚い介護を受け、安全・安心な日常生活を送ることができるようにすることを目的とした補助事業を実施します。

令和5年2月10日（金）より、令和4年度 介護職員等緊急確保事業の二次公募を開始しますので、お知らせいたします。

1. 本補助事業の概要**(1) 補助対象事業者**

①居宅介護事業者 ②重度訪問介護事業者 ③障害者支援施設 ④グループホーム

(2) 補助対象経費居宅介護事業者、重度訪問介護事業者：求人情報発信費、職業紹介手数料
障害者支援施設、グループホーム：人材雇用費**2. 公募期間等****(1) 募集期間**

令和5年2月10日（金）～ 令和5年2月20日（月）

(2) 事業実施期間

採択日～令和5年3月31日（金）

3. 本補助事業の応募方法・問い合わせ先**(1) 応募方法等**（詳細はこちら https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000080.html）**(2) 事務局問い合わせ先**自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（介護職員等緊急確保事業）
〒105-0003

東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル14階

電話番号 岩下：090-8473-8798 / 藤森：080-7052-5403

※電話受付時間 平日9：30～12：00、13：00～16：30まで

メールアドレス koutsujiko-sien!koutsujiko-mlit.jp（!を@に置き換えてください）

■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、佐々木、永井

電話：03-5253-8111（内線41418） 03-5253-8580（直通）